5830
Ser N00/
2001年4月23日

記録の為の覚え書き

発信元：　合衆国太平洋艦隊司令官

主題：　２００１年２月９日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル（SSN772）と日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会による審理」

典拠：　（a）JAGMAN　（主任法務官便覧）
（b）JAGINST　（主任法務官指図書）5830.1
（c）CINPACFLT ltr of 17 Feb 01 ser N00/269
（２００１年２月１日付け太平洋艦隊司令官書簡任命状原本）

添付：　（１）２００１年４月１３日付け審問委員会報告書

１。２００１年２月９日に、合衆国船グリーンヴィル(SSN772)はハワイ州オアフ島の南約９マイルの場所で日本国内燃機関船えひめ丸と衝突した。グリーンヴィルはその時１６名の民間人の為に緊急主要浮力調整タンク浮上実演を行なっていた。衝突は９名のえひめ丸乗組員を失い、又、船そのものを水没させる結果を招いた。グリーンヴィルが港に帰港後、直ちに予備調査が開始され、それはやがて２００１年３月５日の海軍審問委員会の召喚に進展した。

２。典拠資料(a)(b)に拠り、当官は合衆国船グリーンヴィル（SSN772）とえひめ丸との間の衝突に関する審問委員会の報告書の検討を完了した。典拠（c）中に言及のある指揮権に対する軍法会議司法管轄権の行使をなす梯団II司令官として、当官は添付（１）中にある事実認定、意見、諸勧告をここに承認し、かつ、それに同意するものである。但し、下記をその条件とする。

３。当官は下記の矯正的な処分が必要であると決定した：

a.　当官は、合衆国海軍中佐スコット・D・ワドルのアドミラル・マストへの出頭を命令せよとの委員会勧告には殊に合意する。２００１年４月２３日に開かれた聴聞にて、下記第５及び第６段落中で推敲されている諸理由により、当官はワドル中佐がUCMJ（統一軍事裁判法）の第９２条への違反（職務遂行上の怠慢）、及び第１１０条への違反（怠慢により船舶を危険に晒す）を犯したものと判定した。当官は彼に懲戒処分の懲罰状を発行し、かつ給与の二分の一を２ヵ月間にわたり没収した。（但し、没収は６ヵ月の執行猶予とした。）

主題：　「２００１年２月９日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル（SSN772）と日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会による審問」

b.　当官は、合衆国海軍少佐ジェラルド・K・ファイファーを行政的監督不行き届き、及び下士官当直命令書の履行における不行き届きの故に、合衆国船グリーンヴィルの艦長による訓戒処分にせよとの委員会の勧告に殊に同意し、司令官が適切と裁量するさらなる処分に委ねる為、この覚え書きの複写でもって、当官はその勧告を合衆国太平洋潜水艦隊司令官に送付する。

c.　委員会は、合衆国海軍中尉マイケル・J・コーエン中を、２００１年２月９日合衆国船グリーンヴィル上で哨戒長として注意深く立直することを怠った故に、合衆国船グリーンヴィルの艦長による訓戒処分にせよと勧告している。この勧告は、合衆国海軍中尉マイケル・J・コーエンは、船の安全航海を確保し、かつ発令所にいる人員の適切な監督を行なうことを怠たり、よってUCMJ（統一軍事裁判法）の第９２条への違反（職務怠慢）を犯した故に、合衆国太平洋艦隊司令官によるアドミラルズ・マスト処分が言い渡されたものと反映する様、修正された。アドミラルズ・マストおいて、当官は艦長が強力な支援が得られるものとして頼る事が出来るような、強くて、かつ注意力に満ちた哨戒長役を務めるという、重要な職務について彼が理解していることを確実にする為にコーエン中尉に訓戒した。

d.　当官は、先任海曹である合衆国海軍兵曹長ダグラス・コフマンを行政的監督不行き届き、及び下士官当直命令書の履行における不行き届きの故に、合衆国船グリーンヴィルの艦長による訓戒処分にせよとの委員会の勧告に殊に同意し、司令官が適切と裁量するさらなる処分に委ねる為、この覚え書きの複写でもって当官はその勧告を合衆国太平洋潜水艦隊司令官に送付する。

e.　当官は、船のソーナー員長である合衆国海軍一等兵曹エドワード・マクギボニーを適切な監督無く、無資格当直員にソーナーで立直する事を許し、よって下士官当直命令書の不十分な履行をなした故に、合衆国船グリーンヴィルの艦長による訓戒処分にせよとの委員会の勧告に殊に同意し、司令官が適切と裁量するさらなる処分に委ねる為、この覚え書きの複写でもって、当官はその勧告を合衆国太平洋潜水艦隊司令官に送付する。

主題：　「２００１年２月９日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル（SSN772）と日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会による審問」

f.　当官は、合衆国海軍大佐ロバート・Ｌ・ブランドヒューバーを２月９日、下記第１０及び１１段落中にて推敲されているように、彼の任務をプロフェッショナルに遂行する事を怠った故に、訓戒処分にせよとの委員会の勧告に殊に同意し、司令官が適切と裁量するさらなる処分に委ねる為、この覚え書きの複写でもって、当官はその勧告を合衆国太平洋潜水艦隊司令官に送付する。

g.　委員会の、合衆国海軍少佐デイヴィッド・ワーナーを太平洋潜水艦隊の招待者体験航海プログラム（DVE）の不適切な監督及び指導の故に訓戒処分にせよとの勧告は不承認とした。委員会の意見７１として委員会が述べているように、民間人の体験航海に関する海軍の指標は「内部的に不一致でありかつ矛盾」している。委員会の勧告１４、１５、及び１６で、委員会は指揮系統が方針を再検討し、かつ、内部的に一致した、明確で、より特定的な新しい指標を発行することを提案している。そうした場合、この極めて価値有る広報活動プログラムの適切な運営及び実施に関する適切な指示を提供するのは指導者の義務である。さらに、委員会の意見７２において、委員会は２月９日の体験航海の特別な状況のもとにグリーンヴィルを出航させた事は非合理的な事ではなかったと述べている。

４。委員会の、火器管制官である合衆国海軍一等兵曹パトリック・シークレストを、探知情報評価作図を維持する事を怠り、かつ、常備命令規則書に従い合衆国船グリーンヴィルの４０００ヤード以内にソーナー探知目標（えひめ丸）が接近していた事を報告することを怠り、よってUCMJ（統一軍事裁判法）の第９２条への違反（職務遂行における怠慢）を犯した故に、合衆国船グリーンヴィルの艦長によるキャプテンズ・マストに命令せとの勧告を当官は認め、司令官が適切と裁量するさらなる処分に委ねる為、この覚え書きの複写でもって、当官はその勧告を合衆国太平洋潜水艦隊司令官に送付する。

５。当官は、ワドル中佐による自分自身の常備命令規則書及び海軍戦闘準規が提供している指標に対する無視が衝突の一因となったという委員会の意見に殊に同意する。艦長の標準行動手順からの離脱が浮上前の不十分な目標運動解析像と不十分な潜望鏡探索につながった。更に、自分自身が確立した指針に従うことを怠

主題：　「２００１年２月９日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル（SSN772）と日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会による審問」

った事が無資格ソーナー員に適切な監督無く立直させるという欠陥ある当直任命を引き起こしたものである。２月９日の合衆国グリーンヴィル上の行動基準は、艦長から始まり乗組員全員に浸透して、ゆるみと略式であったと当官は信じる。適切な手順を遵守していれば間違いなく探知目標管理も強化されていたであろうし、潜望鏡及び音響探索の質も向上していたことであろう、又、この悲劇的な事故を避ける事が出来ていたはずである。

６。当官は、衝突はパール・ハーバーの入り口であるパパ・ホテルへの遅れた到着を避けようとして、午後の操行を急ぎたいという知覚されたワドル中佐の願望によって起こされたとする委員会の意見にも同意する。

a.　艦長は哨戒長であるコーエン中尉に対して、適切に潜望鏡深度に至るには少なくとも８分かけよとする彼自身の常備命令規則書に違反をし、「５分以内に潜望鏡深度に着け」との指示を行なった。これが不満足な目標運動解析の航区取りにつながり、究極的には信頼のおけないソーナー・データを生み出す結果となった。この緊急性の感覚が、合衆国グリーンヴィルとの衝突コースにえひめ丸がいたことを適切に認識させず、探知目標管理班に正確な海上探知目標図を開発することを怠らせたという失態において重要な役割を果たしたのである。

b.　衝突の直前の行動の急ぎは発令所にいた艦長、哨戒長、及び当直員達の意思の伝達に影響し、目標管理班は海上の探知目標状況に関する貴重な情報を艦長にも哨戒長にも伝えなかった。哨戒長から、事実上、操艦を取ってしまったことで艦長は彼の主要当直員をデッキでの受け身的な役割の一つに左遷してしまったのであった。火器管制当直員も又、艦長が不正確な目標状況認識をしていることに気ずかず、船から４０００ヤードに近接していた海上目標についての衝突を防げたかも知れなかった重要な情報を伝える事を怠ったのである。

c.　さらに、ワドル中佐の命令は哨戒長に通常の潜望鏡要旨説明を彼の当直員達に行なうことを怠らせる結果となり、又、船が潜望鏡深度に達した時の艦長及び哨戒長による省略した潜望鏡探索につながってしまったのである。

主題：　「２００１年２月９日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル（SSN772）と日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会による審問」

７。当官は、委員会の意見３０に殊に同意しない。意見３０は、「２月９日にグリンヴィルは完全に訓練を終了しており、かつ指定されたその日の任務を遂行する準備は出来ていた。同艦の訓練は書類に記録が残っており、同艦の作業振りは最近、東太平洋への展開の際、太平洋潜水艦隊後方警備主任幕僚、部隊のエンジニアー、及び太平洋潜水艦隊戦闘システム訓練チームによって観察された。合衆国船グリーンヴィルの訓練状況は２月９日には満足の行くものであり、展開前訓練のこの時点での期待された準備性に則っていた」と読めるように修正される。

８。委員会の、勧告２６は特に、司令官の不在における司令の継承に関して太平洋潜水艦隊内での内部連絡コミュニケーションを改良しかつ明確化する事を必要付けている。今回の件では、太平洋潜水艦隊の幕僚士官達はカイル大佐による実質的な司令の継承を知らなかった。当官はこの勧告の基本ポイントについて合意し、よって当官はいかなる状況下においても太平洋潜水艦隊司令の継承がある場合にはその司令手順を明確に隊に通告することの確保を太平洋潜水艦隊に対して司令した。

９。当官は、委員会のブランドヒューバー大佐が太平洋潜水艦隊の招待者体験航海(DVE)プログラムに対する乏しい監督しか維持しなかったという意見を承知している。委員会は、民間人を体験航海させる潜水艦は皆その出航の主な目的を訓練において出航するにも係わらず、大佐はその確保を怠ったとの意見を述べている。さらに大佐が彼の部下の広報活動部事務所に対して他に特定した洋上航海を必要としていなかったユニットの為に民間人招待客体験航海をスケジュールに組む際の適切な基準に関する適切な指導を提供することを怠ったとの意見も出している。当官は、しかし、今回の状況においては、民間人体験航海についての「内部的に不一致の、かつ混乱を生じさせる」海軍指標は酌量要因の一つになると判断する。

１０。当官は、ブランドヒューバー大佐が、民間人を乗せている時に、ワドル中佐が彼の艦を殺区分の試験深度へ、高速度で航行することの是非について中佐と話すべきであったという意見に合意する。さらに、当官は、大佐が潜望鏡深度に行く準備が早急すぎる速度で進行していると感じた時に艦長にそのことを質すべきであったと信じる。一人の体験航海の乗船者として、経験を持った先任士官として、大佐はグリーンヴィル上でもっと強い影響力を発揮する役割を果たすべき立場にあった。

１１。当官は、しかしながら、ブランドヒューバー大佐が幕僚長として作成した体験航海覚え書きを強化することを怠ったことが２月９日の発令所内での略式な

環境に寄与したとの意見には同意出来ない。よって、委員会の意見９１及び勧告２４は承認しない。当官は、大佐はグリーンヴィル上で起こっていた異常な、あるいは間違った行動手順を訂正する立場にいたものの、彼はもともと民間人を案内するというそもそもの目的で乗船していたものであると信じる。当官は、その面においても、大佐が不適切な支援しか行なわなかったものであるということは留意している。

１２。当官は、合衆国船グリーンヴィルが２月９日に緊急主要浮力調整タンク浮上を含む潜水艦行動をする為に適切に指定された行動海域にいたものであり、この行動海域は安全で、便宜が良く、かつ経費的にも効率の良い訓練を可能成らしめるものであったという委員会の意見に殊に合意する。当官は、太平洋潜水艦隊司令が、合衆国沿岸警備隊との連携で、海上安全の確保の為ハワイの行動海域の適否を周期的に検討すべきとの委員会の勧告２１に留意する。委員会の事実認定４で指摘されているように、「衝突回避責任は唯一潜水している潜水艦の側に有る」。当官の下記第１４段落での指示は、しかしながら、勧告２１で熟慮されている検討の必要性を否定するものである。太平洋潜水艦隊司令官は、潜水艦行動権限保持者として、隊の訓練事項の全てを承認しなけらばならないのであり、その中には民間人体験航海の支援をするという内容に係わるものは含まれている。この承認権限者が、性質上、提案されている行動の為の行動海域の是非の検討も含めて行なうべきものなのである。

１３。当官は、２月９日にグリーンヴィルに乗船していた民間人の誰一人も直接に衝突に寄与したものはいなかったとの委員会の意見に殊に合意する。緊急主要浮力調整タンク浮上実演の間、操艦行為にあった民間人達はこの航行が行なわれたいた際に当直していた訓練を受けたプロフェッショナルな監督員の監督下にあた。民間人による軍の部署の機器、装置の作動、操作については、現在国防長官の命令を受けて全軍により検討が行なわれている。従って、当官は暫定的な措置として、第１４段落にて討議するように、太平洋艦隊における民間人体験航海の安全性の確保を構じた。しかしながら、当官はワドル中佐が２月９日に適切かつ安全な潜水艦行動手順よりも、民間人の接待を不適切にも強調することを先立たせたことを懸念している。当官は、あの日グリーンヴィル上でワドル中佐が、艦長自身の常備命令規則書及びその他の発行された規則書の規則で義務付けられていた適切な基準作業手順よりも民間人体験航海の方を優先するという環境を促進したものと信じている。艦長には、発令所内における当直員同士のコミュニケーションや彼らの目視表示モニターへのアクセスに対して干渉を回避するような作法で民間人達に艦の活動を観察させるように、その民間人達に対して課す諸条件を設定する責任がある。

主題：　「２００１年２月９日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル（SSN772）と日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会による審問」

１４。当官は、自国の海軍勤務任命に対する国民としての理解を直接に強化する海軍の招待者体験航海プログラムが将来完全な支援を受けるべきであるとする委員会に全く同感である。しかしながら、当官は特定的な変更をこのプログラムに加える事が必要であると信じる。

a.　海軍省（SECNAV）、海軍作戦部長（OPNAV）、及び太平洋艦隊の各指示書に含まれている招待客体験航海の承認に関する指標は混乱を招くものであり、かつ多くの行政的矛盾を包含している。この点において、当官は太平洋艦隊副司令官に、この分野における太平洋艦隊の艦隊に対する指標の検討について調整する事を命じた。さらに別紙を用い、当官は、海軍全体を通した一貫した方針指示を達成する為の、OPNAVINST 5720.2Lに対する完全な見直しを求めた当官の勧告を、海軍作戦部長（CNO）がSECNAVINST 5720.3Dの検討要請を起動させるべきであるとのさらなる勧告と共に、海軍作戦部長（CNO）宛てに送付した。これらの指示項目は民間人体験航海の推薦基準に関し、又広報活動目的の為の民間人招待客の体験航海に対する承認権限の委任に関して内部的に矛盾したものである。

b.　当官は、太平洋艦隊全体を通して安全で効果的な民間人体験航海の為の統一指標を艦隊が達成することを確保することへの努力を約束する。この勧告書の複写をもって、番号艦隊の司令達に対して、航空、潜水艦及び水上のタイプ司令官達との調整のもとに以下の如く指示した：（１）民間人体験航海の支援としての隊の全訓練項目は自ら直接承認する事；（２）太平洋艦隊の航空機、潜水艦、及び水上船舶上の民間人体験航海を監督、指導する為の指標要綱を開発する事（例えば、民間人乗船者の船舶への行き来に使用される移送形態を含む、潜水艦体験航海の独特な特徴については、民間人体験航海の為に指定された航海期間の中に含まれる問題として考慮されるべきである）；及び、（３）民間人体験航海支援の為に出航する隊のユニットの予定を組むにあたっての基準の開発を行なう事。

c.　当官は、更に、太平洋艦隊における民間人体験航海手順の完全な見直しが完了した後に、別の書簡により、上記の命令を発布することを意図している。

１５。我々の良く磨かれた、時の試練を受けて来た行動手順を遵守することによって、我々が将来こうした性質の事故を防ぐ事が出来るものであると留意認識することは大切なことである。この認識にもとずき、当官は、太平洋潜水艦隊に対し太平洋潜水艦隊の将来の訓練で使用する為に事例研究を開発するよう命じた。

主題：　「２００１年２月９日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル（SSN772）と日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会による審問」

この研究は、６０日以内のうちに、指揮をとる全ての艦長、及び指揮を取ることを任命された各指揮官達の全員に対するブリーフィング（要旨説明）の中で伝えられることになるもので、この教練は一つの常備必要規則として、我々の洋上での任務には大きな危難が付きまとうものであり、容赦の無いものであることを絶えず思い出させるものとして役立たせる為に、存続させ続けて行くものとする。

１６。添付書類（１）中の証拠資料の原本は合衆国太平洋艦隊の艦隊法務官事務所（N00J）にて保管されている。この証拠資料を保存する責任を持つ担当官は主任法務官事務所（JAGC）の合衆国海軍中佐J. E. フィンクである。ここに、その電話連絡先を記す：（８０８）４７４－６７９４

トーマス・Ｂ・ファーゴ

主題：　「２００１年２月９日にハワイ州オアフ島の沿岸沖で発生した合衆国船グリーンヴィル（SSN772）と日本国内燃機関船えひめ丸間の衝突の周辺状況に対する審問委員会による審問」

コピー送付先：

CNO　（海軍作戦部長）
USCINCPAC　（合衆国太平洋軍司令官）
COMSEVENTHFLT　（第７艦隊司令官）
COMTHIRDFLT　（第３艦隊司令官）
COMNAVSURFPAC　（合衆国太平洋水上部隊司令官）
COMNAVAIRPAC　（合衆国太平洋航空部隊司令官）
COMSUBPAC　（合衆国太平洋潜水艦隊司令官）
CO, USS GREENVILLE (SSN772)
Vice Admiral Nathman, USN
Rear Admiral Sullivan, USN
Rear Admiral Ozawa, JMSDF
Rear Admiral Stone, USN
Commander Waddle, USN
Lieutenant Commander Pfeifer, USN
Lieutenant (Junior Grade) Coen, USN
Captain Brandhuber, USN
Commander Herold, JAGC, USN
Lieutenant Commander Young, JAGC, USN
Lieutenant Commander Stone, JAGC, USN
Lieutenant Commander Filbert, JAGC, USN
Lieutenant Commander Harrison, JAGC, USN
Lieutenant Fulton, JAGC, USN
Mr. Charles W. Gittins